益城町の農業の未来を考える座談会

町では、農業者の高齢化と減少がさらに進んでおり、遊休農地の増加と生産性の低下が懸念されます。

こうした状況は全国的課題であることから、全国の市町村で地区ごとに「地域計画」を策定することになりました。

地域計画とは

地域が一体となって取り組んでいくことや、誰がどこの農地を利用していくのかなど、地域農業のおおむね10年後のあり方を、地域の皆さんの話し合いの結果に基づいて町が策定するものです。

将来の農地の利用を考えた「目標地図」も同時に作成します。

地域計画策定に向けた座談会（第2回）

第1回の座談会は、地域の現状・課題や、地域の農業のあり方について皆さんの意見を聞きました。

第2回の座談会を次の通り開催します。対象地区や日時は右表のとおりです。

皆さんの意見を取り入れた計画を策定するために、ぜひ座談会へご参加ください。

対象　農業者の皆さん、地区の皆さん
※参加を希望する人は、資料準備の都合上、事前に申し込みをお願いします。

場所　役場2階　会議室2-4

内容　第1回の内容についての振り返り
地域の耕作状況地図（目標地図素案）の確認など

申込・問　産業振興課 農政係　☎286-3277

対象地区	日時
広崎・古閑 福富・惣領	1月15日（水）午後6時30分～
小谷・杉堂	1月17日（金）午後6時30分～
平田	1月22日（水）午後6時30分～
寺中・田原	1月23日（木）午後6時30分～
赤井 福原の南集落	1月24日（金）午後6時30分～
砥川	1月25日（土）午前10時～
島田	1月25日（土）午後1時30分～
宮園・木山 寺迫	1月27日（月）午後7時～
福原 （南集落以外）	1月28日（火）午後6時30分～
馬水・安永	1月29日（水）午後6時30分～
小池	1月30日（木）午後6時30分～
上陳・下陳	1月31日（金）午後6時30分～

旧優生保護法　補償金などの申請受け付け開始

昭和23年から平成8年までの間に、旧優生保護法に基づき優生（不妊）手術や人工妊娠中絶を受けた人への補償金などの申請受け付けが始まります。

補償金

対象　旧優生保護法に基づく優生手術を受けた人、配偶者（本人や配偶者が亡くなっている場合は遺族）

支給額　本人1,500万円、配偶者500万円

優生手術・人工妊娠中絶一時金

対象　旧優生保護法に基づく優生手術か人工妊娠中絶を受けた人

支給額　優生手術320万円、人工妊娠中絶200万円

申請受け付け開始　1月17日（金）

問　熊本県旧優生保護法相談窓口　☎333-2352

ご存じですか？　成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで、さまざまな契約や手続きを一人で決めることに不安や心配がある人を支援する制度です。

こんなことで困っていませんか？

□物忘れがあり、預貯金の出し入れなど金銭管理に自信がない
□医療や福祉サービスの手続きや契約が難しく、一人でできるか不安
□頼れる家族がおらず、将来誰に頼ればいいのか心配

主な支援の種類

財産管理

預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などを支援します。

身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入所・退所の手続きなど、日常生活に関わる契約などを支援します。

2つの後見制度

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。それぞれの制度の詳細は、下表をご覧ください。

各制度を利用するためには申し立てが必要です。

	法定後見制度	任意後見制度
申し立てをする時期	本人の判断能力が不十分になったとき	将来に備えて、支援者（＝任意後見人となる人）や支援内容を決めておきたいとき
申し立てができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長など	本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見人となる人
申し立て先 （任意後見制度は①→②の順）	家庭裁判所に申し立て	**①本人が十分な判断能力を有するとき** 本人と任意後見人となる人が公証役場で支援内容などの契約を交わす **②本人の判断能力が低下したとき** 家庭裁判所に申し立て
成年後見人などを選ぶ人	家庭裁判所	本人
その他	本人の判断能力の程度によって、補助・保佐・後見という種類がある	家庭裁判所が選んだ任意後見監督人が支援状況を監督する

※詳しくは、成年後見制度利用促進ポータルサイト（厚生労働省）をご覧ください。

町成年後見制度利用支援事業

認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者で、身寄りがない、親族の協力が得られないなどの理由で後見等開始の審判の申し立てができない人は、町長が代わって申し立てを行います。

また、町では、後見人などが選任された後の報酬の支払いが困難な人に助成を行っています。詳しくは、右記の相談窓口へ問い合わせてください。

相談窓口

法定後見制度について

【高齢者】
役場福祉課 包括支援係　☎234-6113
東部圏域地域包括支援センター（木山、福田、津森）　☎289-0099
西部圏域地域包括支援センター（飯野、広安、広安西）　☎285-4822
町社会福祉協議会 地域福祉課（障がい者も可）　☎214-5566

【障がい者】
役場福祉課 障がい支援係　☎286-3115
相談支援事業所　ふれんどぴあ　☎273-8260

任意後見制度について

熊本公証人合同役場　☎364-2700